

# 闇バイト加担防止ショート動画&ポスターコンテスト企画運営業務仕様書

## I 業務名

闇バイト加担防止ショート動画&ポスターコンテスト企画運営業務（以下「本件業務」という。）

## II 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## III 業務の目的

SNSやインターネット掲示板などで、仕事の内容を明らかにせず、短時間で著しく高額な報酬の支払いを受け取れるなどの甘い言葉で勧誘し、特殊詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の実行役を「アルバイト」と称して募集する闇バイトが社会問題となっており、児童・生徒が犯罪の実行役にさせられるケースが後を絶たないことから、県内の高校生を対象として、独自に制作したショート動画、ポスターのコンテンツを募集することにより、闇バイトの危険性について、生徒が「自分ごと」として捉えて知識を身に付けるとともに、同世代の闇バイトに対する危機意識や防犯意識の向上を図ることとする。

## IV 業務概要

受注者が自ら主体となって、「闇バイト加担防止ショート動画&ポスターコンテスト」（以下「コンテスト」という。）を次のとおり企画・運営する。

- 1 応募対象者  
鳥取県内所在の高等学校に在学中の者（個人・団体問わず）
- 2 部門  
「ショート動画部門」及び「ポスター部門」（以下「動画等」という。）
- 3 テーマ  
同世代の若者を「闇バイトに加担させない」ためのメッセージ性のある動画及びポスター
- 4 期間等
  - ア 応募期間  
令和7年7月から9月末までを予定
  - イ 審査  
令和7年10月から12月を予定（優秀作品として部門ごとに上位2から3作品を決定）
- 5 その他  
コンテストの名称について、発注者と協議のうえ決定すること。

## V 業務内容

委託業務の内容は、闇バイト加担防止ショート動画&ポスターコンテスト運営管理業務とし、業務の遂行にあたっては、発注者と調整を図り実施するものとする。

- 1 事務局の設置  
業務を実施する事務局を設置すること。
- 2 企画・運営に関する業務  
コンテストの企画、全体進行を行うこと。
- 3 募集に関する業務
  - ア 募集にあたっては、キャンペーンサイト（専用申込フォーム）を作成のうえ、多くの参加者を募ること。
  - イ コンテスト開催にかかる周知用チラシ（1種類、A4判、コート紙90kg、両面フルカラー）のデザイン案を作成するとともに、同デザインを使用したチラシを14,000部作成し、県内の高等学校（32校）に配布すること。
  - ウ コンテスト開催にかかる周知用ポスター（1種類、B2判、マット紙110kg、フルカラー）のデザイン案を作成するとともに、同デザインを使用したポスターを200部作成し、県内の高等学校、市町村役場、公的機関等（約100か所）に配布すること。ポスターの送付に当たっては、ポスターに折り目がつかない方法で送付すること。
  - エ 募集要項及び申込様式を発注者と協議のうえ作成すること。
  - オ 応募受付及び応募作品の管理を行うこと。なお、管理に当たっては、応募申込書をもとに応募者情報をExcel形式でリスト化し、発注者の求めがあれば速やかに加工可能なファイルで発注者に提出すること。
  - カ 優秀動画投稿者への副賞を発注者と協議のうえ設定し、副賞を調達して送付に係る調整を行うこと。

#### 4 表彰式

優秀作品の表彰式において、タイトル看板の制作や進行補佐等、表彰式の運営について補助を行うこと。

なお、応募作品の審査については、発注者が行い、優秀作品等を決定するものとし、表彰式の進行は発注者が行うものとする。

#### 5 優秀作品等を使った広報啓発

##### ア ショート動画部門

優秀作品等を活用し、YouTube 等の SNS 広告により、効果的な広告運用を行うこと。なお、推定視聴完了数が 10 万回以上となる出稿量を確保すること。

##### イ ポスター部門

優秀作品等を活用した啓発ポスター（B2判、マット紙 110kg、フルカラー）を 600 部作成し、県内の小学校・中学校・高等学校・大学、市町村役場、公的機関等（約 100 か所）に配布すること。ポスターの送付に当たっては、ポスターに折り目がつかない方法で送付すること。

#### 6 成果物の納品

以下の成果物を、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に納品すること。

品 名	規 格	数 量
CD-R またはDVD	・コンテスト開催にかかる周知用チラシデザイン、ポスターデザインを焼き付けたもの ・コンテストの応募作品等を焼き付けたもの	各 1 枚

### VI 契約に関する条件等

#### 1 委託業務の計画及び結果報告

##### ア 業務計画の提出

委託契約締結後、委託業務スケジュールを提出すること。

##### イ 結果報告

業務完了報告書に応募状況、掲載実績、効果測定、分析状況等を記した資料を添付したものを発注者に提出すること。

#### 2 再委託の制限

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### 3 著作権の譲渡等

ア 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

イ 本委託契約の成果物に付与される著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

ウ 受注者は、キャッチコピー等を使用する場合は、商標権等を侵害するおそれのないよう留意すること。

### VII その他

1 本仕様書に明記がない事項、本件業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行い、十分に調整して行う。

2 本件業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。

3 この契約に係る本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」のとおりとする。